


ノアソソミリ込付書

<p>あて先</p> <hr/> <p>宮崎 碩文 様</p> <p>大阪イイオサ仁ンズ研究所・愛日工学 文書名 研究所設置にかかる協定書</p> <hr/> <p>送付枚数 3 枚 (送付書含む)</p>	<p>発信者</p> <p> 大阪府吹田市</p> <p>部課名 総務 部 情報公開 課</p> <p>担当者 瀬波</p> <hr/> <p>電話 06 (6384) 1231 内線 2246 FAX 06 (6337) 1631</p>
<p>御依頼の協定書 お送り致します。</p> <p>よろしく御查收下さい。</p>	



大阪バイオサイエンス研究所・養白工学研究所 連にかかる協定書

吹田市古江台連合自治会（以下「甲」という。）と、財団法人大阪バイオサイエンス研究所及び株式会社養白工学研究所（以下「乙」という。）は、大阪市及び吹田市（以下「丙」という。）の立ち会いのもとに下記のとおり協定書を作成する。

（目的）

- 1 本協定書は、乙の研究所の安全性の確保とその徹底並びに古江台住宅地区との協議に関し必要な事項を定めるものとする。

（安全問題協議会の設置）

- 2 安全問題については次の事項を遵守する。
 - (1) 乙は安全管理規程を作成する。
 - (2) 甲・乙・丙及び学識経験者により「安全問題協議会」を設置し乙の研究所の安全問題について協議する。

（研究活動）

研究活動については次の事項を遵守する。

- (1) 大阪バイオサイエンス研究所のP3レベルの実験は1年間行わない。
 なお、実験を行うに当たっては、住民に事前に説明し「安全問題協議会」において承認を受ける。
- (2) 乙の研究所においてP4レベルの実験は行わない。
- (3) 乙の研究所は住宅地域内に立地するものであるため、病態・病原を対象とした研究は行わない。

（会議室の利用）

- 4 乙の研究所の会議室（視聴覚機材完備）は、甲の申し出により、甲の主催するものであって、視聴覚機材を利用する研修会での利用を別に定めるところにより認めることとする。

（専門図書の間覧）

- 5 乙の研究所の図書は、甲の会員に閲覧を認めることとする。

（講師の派遣等）

- 6 乙の研究所は、別に定めるところにより、甲の主催する研修会への講師の派遣を行い、また、研修会を開催する。

（施設の増改築）

- 7 実験施設の増築及び大幅な改築は行わない。

(公害防止)

8 研究活動によって公害等の環境汚染は起こさない。

(災害補償)

9 万が一、乙の研究所に起因する災害が発生した場合、大阪市が全面的に責任をもって乙に補償させることを確約する。

(立ち入り検査)

10 甲の要請により吹田市が乙の施設の立ち入り検査を行うことができる。

(細目)

11 本協定の実施に当たって必要な細目は別に定める。

(その他)

12 この協定の内容に疑義が生じた場合並びに著しい事象の変更が生じた場合は、甲・乙・丙三者で誠意をもって協議する。

上記協定の証として、本協定書5通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和62年6月23日

甲 吹田市東江宮通合自治会長

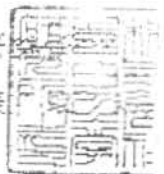
安部 友 要

乙 財団法人大阪バイオ科学研究所



池本 高 信

株式会社豊田工業研



福岡 浩 尚

丙 大阪市環境保健局長

森 佳 雄



吹田市企画課長

津 江 隆

